

(別記様式)

「食品の期限表示」に関する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 タイトル	「食品の期限表示」に関する意見
2 連絡先	(1) 御氏名 (法人の場合は法人名等) 日本食品添加物協会 会長 鈴木 武 (2) 御住所 東京都中央区日本橋堀留町1-3-9 日本橋三英ビル3階 (3) 電話番号 03-3667-8311 (4) メールアドレス (お持ちの場合) tenkachan1982Jafa@jafa.gr.jp
3 御職業	(差し支えなければ御記入ください。) 業界団体
4 御意見	(600字以内) 1. 「賞味期限」の表示について (1) 意見 「賞味期限」表示を「品質保持期限」表示に変更いただきたい。 (2) 理由 ・一般消費者の大部分が、おいしく食べることができる期限と考えており、「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限」であるとの正しい理解を得ることが極めて困難である。 ・消費者庁のホームページを始め、食品安全委員会、農林水産省のホームページにおいても、「おいしく食べることができる期限」である旨の記述が氾濫している。 ・「賞味期限」の表示対象には、食品添加物や微生物が増殖する食品等もあり、そのまま食べた場合の安全性が保証できないものもある。また、おいしくない食品や経時変化によりますぐなる食品も現実にはあり、「賞味期限」の軽視につながっている。 2. 「品質保持期限」表示に変更できない場合の食品添加物の扱いについて (1) 意見 食品添加物を期限表示の対象から完全に削除していただきたい。 (2) 理由 ・食品添加物はそのまま食べる物ではなく、劇物に該当するものも

あるため、食品添加物に「賞味期限」表示を継続させることは、一般消費者等に危害を及ぼす恐れがある。

- ・また、食品添加物に「賞味期限」表示を継続させた場合、「賞味期限」に対する一般消費者等の正しい理解がますます得られにくくなる。

3. 「品質保持期限」表示に変更できない場合の「賞味期限」の説明資料等について

(1) 意見

行政機関等のホームページや配付資料等から、次のような表現を完全に削除していただきたい。

- ・「賞味期限」は、おいしく食べることができる期限です！
- ・すべての加工食品には、賞味期限又は消費期限のどちらかの期限が表示されています！
- ・賞味期限を過ぎても、すぐ食べられないということではありません。

(2) 理由

- ・一般消費者の大部分が、おいしく食べることができる期限と考えており、「定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限」であるとの正しい理解を得ることが極めて困難となる。
- ・また、おいしくない食品や経時変化により、まずくなる食品も現実にはあり、「賞味期限」の軽視につながる。
- ・すべての消費者向け加工食品に期限表示が完全に義務付けられているわけではない。
- ・「賞味期限」の表示対象には、微生物が増殖する食品等もあり、そのまま食べた場合の安全性が保証できないものもある。また、「賞味期限」の軽視につながる恐れも考えられる。